

令和8年4月28日付
鳥取県公報号外第30号別冊

令和7年度

行政監査結果報告書

【令和6年度に県土整備部及び総合事務所が実施した道路関係工事について】

令和8年4月

鳥取県監査委員

第 1 5 4 号
令和8年4月28日

鳥 取 県 議 会 議 長 福 田 俊 史 様
鳥 取 県 知 事 平 井 伸 治 様

鳥取県監査委員 高 務 裕 子

鳥取県監査委員 牧 田 宗 大

鳥取県監査委員 山 根 こころ

鳥取県監査委員 伊 藤 保

行 政 監 査 結 果 報 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき、鳥取県監査基準（令和2年鳥取県監査委員告示第1号）に準拠して行政監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり提出します。

目 次

第 1	監査の概要	
1	監査の種類	1
2	行政監査の趣旨	1
3	監査のテーマ	1
4	監査の目的	1
5	実施期間	1
6	監査対象機関	1
7	監査の執行者	1
第 2	監査の実施概要	
1	監査の実施方法	2
2	監査の着眼点	4
第 3	監査結果及び意見	
1	監査結果	5
2	監査意見	9

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第199条第2項の規定に基づく行政監査

2 行政監査の趣旨

行政監査は、法第199条第2項の規定に基づき、監査委員が、その地方公共団体の事務の執行が適正に行われているかどうかについて特定の課題を選定して実施している。

3 監査のテーマ

「令和6年度に県土整備部及び総合事務所が実施した道路関係工事について」

4 監査の目的

令和7年に2件の住民監査請求が提起されるなど、県民から強い関心が寄せられている道路改良工事及び道路維持修繕工事について、適正に執行されているか監査し、現状の把握及び改善を図る。

5 実施期間

令和7年7月から令和8年4月まで

6 監査対象機関

県土整備部鳥取県土整備事務所及び八頭県土整備事務所、中部総合事務所県土整備局、並びに西部総合事務所米子県土整備局及び日野振興センター日野県土整備局（5機関）

7 監査の執行者

監査の執行者は、次のとおりである。

監査委員 たかつかさ 高 務 ゆうこ 裕 子

監査委員 まき た 牧 田 むねひろ 宗 大

監査委員 やまね 山 根 ころろ

監査委員 いとう 伊 藤 たもつ 保

なお、法第199条の2（監査執行上の除斥）の規定により、監査委員牧田宗大は、鳥取県土整備事務所及び中部総合事務所県土整備局について監査を行っていない。

第2 監査の実施概要

1 監査の実施方法

(1) 監査の対象とした工事

令和6年度に県土整備部及び各総合事務所が実施した道路維持修繕工事及び道路改良工事のうち、次の要件を満たすものとする。

ア 道路維持修繕工事

令和6年度に実施した年間道路維持修繕工事。

なお、工期が令和7年5月に渡るものも含む。(例) R6.4.1~R7.5.20

イ 道路改良工事

令和6年度に完成した道路改良工事(災害復旧を除く。)のうち、当初設計額が3,000万円以上の工事かつ最終請負金額が当初契約金額の3割を超えた工事

なお、工事着手が令和6年度以前のものも含む。(例) R5.7.1~R7.3.20

※道路改良工事とは、「国土交通省土木工事標準積算基準書(共通編) 令和6年度版」の積算区分の工種区分が「道路改良工事」に該当するもの

道路改良工事	道路改良工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函(管)渠工、側溝工、山止工、法面工、落石防止柵工、雪崩防止柵工、道路地盤処理工、標識工、防護柵工及びこれらに類する工事
--------	---

(2) 予備調査の実施

令和6年度に県土整備部及び各総合事務所が実施した1(1)の監査の対象となる工事について把握するため、監査対象機関に対して予備調査を実施した。

予備調査の結果は次のとおりである。

監査対象機関	道路維持修繕工事 (A)	道路改良工事		A+B
			変更3割超え (B)	
鳥取県土整備事務所	13件	17件	5件	18件
八頭県土整備事務所	4件	17件	0件	4件
中部総合事務所県土整備局	10件	40件	7件	17件
西部総合事務所 米子県土整備局	12件	21件	7件	19件
西部総合事務所 日野振興センター日野県土整備局	9件	15件	0件	9件
合計	48件	110件	19件	67件

(3) 監査実施工事の選定

予備調査の結果に基づき、変更増加率・変更増加額が大きい工事などを中心に監査を実施する工事を20件選定した。

ア 道路維持修繕工事 (14 工事)

(ア) 鳥取県土整備事務所

工事名	工事場所	契約日	工期	請負金額
県道鳥取鹿野倉吉線外道路維持工事 (2 工区)	鳥取市金沢外	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ~R7. 3. 25	61, 532, 900 円
県道伏野覚寺線外道路維持工事 (4 工区)	鳥取市覚寺外	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ~R7. 3. 25	85, 589, 900 円
国道 178 号外道路維持工事 (6 工区)	岩美郡岩美町 浦富外	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ~R7. 3. 25	86, 311, 500 円
国道 482 号外道路維持工事 (8 工区)	鳥取市佐治町 福園外	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ~R7. 3. 25	70, 122, 800 円

(イ) 八頭県土整備事務所

工事名	工事場所	契約日	工期	請負金額
県道岩美八東線外道路維持工事 (1 工区)	八頭郡八頭町 郡家外	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ~R7. 5. 23	97, 084, 900 円

(ウ) 中部総合事務所県土整備局

工事名	工事場所	契約日	工期	請負金額
県道鳥取鹿野倉吉線外道路維持工事 (三朝工区) (維持修繕)	東伯郡三朝町 三朝外	R6. 4. 9	R6. 4. 9 ~R7. 3. 25	90, 836, 900 円
県道倉吉東伯線外道路維持工事 (倉吉西工区) (維持修繕)	倉吉市西倉吉 町外	R6. 4. 5	R6. 4. 5 ~R7. 3. 25	156, 424, 400 円
県道羽合東伯線外道路維持工事 (湯梨浜・北栄工区) (維持修繕)	東伯郡北栄町 松神外	R6. 4. 5	R6. 4. 5 ~R7. 3. 25	116, 118, 200 円
県道倉吉江府溝口線外道路維持工事 (倉吉南工区) (維持修繕)	倉吉市関金町 明高外	R6. 4. 9	R6. 4. 9 ~R7. 5. 16	107, 558, 000 円

(エ) 西部総合事務所米子県土整備局

工事名	工事場所	契約日	工期	請負金額
国道 180 号外道路維持工事 (3 工区)	西伯郡南部町 法勝寺外	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ~R7. 3. 21	62, 641, 700 円
県道赤碓大山線外道路維持工事 (6 工区)	西伯郡大山町 羽田井外	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ~R7. 3. 21	64, 285, 100 円

(オ) 西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局

工事名	工事場所	契約日	工期	請負金額
国道 482 号外道路維持工事 (1 工区)	日野郡江府町 宮市外	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ~R7. 4. 30	31, 384, 100 円

国道 180 号外道路維持工事（2 工区）	日野郡日野町 本郷外	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ～R7. 3. 25	30, 531, 600 円
県道阿毘縁菅沢線外道路維持工事（3 工区）	日野郡日南町 折渡外	R6. 4. 1	R6. 4. 1 ～R7. 3. 25	27, 750, 800 円

イ 道路改良工事（6 工事）

（ア）鳥取県土整備事務所

工事名	工事場所	契約日	工期	請負金額
県道三代寺宮下線（中郷・町屋工区）改良工事（2 工区）（補助交安）	鳥取市国府町 町屋外	R6. 1. 25	R6. 1. 25 ～R6. 12. 2	137, 924, 600 円
県道鳥取鹿野倉吉線（高住～良田工区）改良工事（10 工区）（交付金改良）	鳥取市良田	R5. 9. 13	R5. 9. 13 ～R6. 7. 10	92, 974, 200 円

（イ）中部総合事務所県土整備局

工事名	工事場所	契約日	工期	請負金額
国道 313 号（倉吉関金道路）改良工事（福山工区）（45 工区）（補助改良）	倉吉市福山	R5. 12. 19	R6. 1. 10 ～R7. 3. 14	149, 066, 500 円
街路上井羽合線改良工事（12 工区）（交付金改良）（国補正）	倉吉市上井	R6. 2. 26	R6. 4. 22 ～R7. 1. 31	97, 464, 400 円

（ウ）西部総合事務所米子県土整備局

工事名	工事場所	契約日	工期	請負金額
街路両三柳中央線改良工事（12 工区）（補助）	米子市両三柳	R5. 10. 3	R5. 10. 4 ～R6. 5. 31	246, 981, 900 円
街路両三柳中央線改良工事（14 工区）（補助）（国補正）	米子市両三柳	R6. 1. 30	R6. 1. 31 ～R6. 10. 31	92, 312, 000 円

（4）事務監査及び本監査

選定した工事を所管する機関に対し、監査資料の提出を求め、監査資料を基に実地で関係者から聴き取り、関係書類を検査し、必要に応じて資料の提出を求め、又は現場の見分を行った。

2 監査の着眼点

- （1）材料支給、機械器具の貸付の場合は設計書に明示されているか。
- （2）起工何及び決裁は適正に行われているか。
- （3）持込材料の検査は適正に行われているか。
- （4）工事の監督は適正に行われているか。
- （5）工期の延長はやむを得ないものであるか。
- （6）設計変更に伴う措置は適正に行われているか。
- （7）設計変更の理由及びその手続は適正か。

(8) 工事精算書に必要な書類は整備され、その内容に誤りはないか。

(9) 規程に定められた帳簿、書類は整備されているか。

第3 監査結果及び意見

1 監査結果

法令（条例、規則、その他の規程を含む。）に違反したもの又は不当なもので重大なもの、著しく妥当性を欠くもの、若しくは著しく不経済又は非効率なもの（以下「指摘事項」という。）について、その内容を公表するとともに、関係部局長及び監査対象機関の長に対し、今後適切な取扱い又は改善を行うよう文書で通知し、その処理方針について回答を求める。

また、不適正の度合いが比較的軽易なもの（以下「注意事項」という。）に該当する事項については、関係部局長及び監査対象機関の長に対し、文書により是正を求め、又は注意を喚起する。

(1) 鳥取県土整備事務所

ア 監査対象工事

(ア) 道路維持修繕工事

監査実施工事	監査実施日
県道鳥取鹿野倉吉線外道路維持工事（2工区）	令和7年11月25日
県道伏野覚寺線外道路維持工事（4工区）	令和7年11月25日
国道178号外道路維持工事（6工区）	令和7年11月25日
国道482号外道路維持工事（8工区）	令和7年11月25日

(イ) 道路改良工事

監査実施工事	監査実施日
県道三代寺宮下線（中郷・町屋工区）改良工事（2工区）（補助交安）	令和7年11月25日
県道鳥取鹿野倉吉線（高住～良田工区）改良工事（10工区）（交付金改良）	令和7年11月25日

イ 監査結果

工事に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

【指摘事項】

- 道路維持工事報告書について、特記仕様書に定める出来高工事種別集計表及び支給品材料の使用状況を受理していなかった。（県道鳥取鹿野倉吉線外道路維持工事（2工区））
- 施工実績の報告について、道路維持管理システムによる日報一覧及び日報詳細の報告を受理していなかった。（県道伏野覚寺線外道路維持工事（4工区））

- 施工実績の報告について、道路維持管理システムによる指示及び施工状況報告等の処理を行っていないものがあつた。(国道 178 号外道路維持工事 (6 工区))
- 道路維持工事報告書について、特記仕様書に定める支給品材料の使用状況を受理していないものがあつた。(国道 482 号外道路維持工事 (8 工区))

(2) 八頭県土整備事務所

ア 監査対象工事

(ア) 道路維持修繕工事

監査実施工事	監査実施日
県道岩美八東線外道路維持工事 (1 工区)	令和 7 年 11 月 25 日

イ 監査結果

工事に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があつた。

〔指摘事項〕

- 除草工に係る道路維持工事工種別集計表の数量の実績について誤っていた。また、工事数量総括表の道路除草工の数量も誤っていた。
- 除草工に係る道路維持工事工種別集計表の数量の実績について、特殊作業員で計上するところを土木一般世話役で計上しているものがあつた。
- 支給品運搬・発生材処理工の処分費について、コンクリート殻をアスファルト殻に計上しているものがあつた。

(3) 中部総合事務所県土整備局

ア 監査対象工事

(ア) 道路維持修繕工事

監査実施工事	監査実施日
県道鳥取鹿野倉吉線外道路維持工事 (三朝工区) (維持修繕)	令和 7 年 12 月 24 日
県道倉吉東伯線外道路維持工事 (倉吉西工区) (維持修繕)	令和 7 年 12 月 24 日
県道羽合東伯線外道路維持工事 (湯梨浜・北栄工区) (維持修繕)	令和 7 年 12 月 24 日
県道倉吉江府溝口線外道路維持工事 (倉吉南工区) (維持修繕)	令和 7 年 12 月 24 日

(イ) 道路改良工事

監査実施工事	監査実施日
国道 313 号 (倉吉関金道路) 改良工事 (福山工区) (45 工区) (補助改良)	令和 7 年 12 月 24 日
街路上井羽合線改良工事 (12 工区) (交付金改良) (国補正)	令和 7 年 12 月 24 日

イ 監査結果

工事に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 工事費の積算について、道路清掃工において特殊運転手で計上するところを普通作業員で計上しているものがあった。(県道鳥取鹿野倉吉線外道路維持工事(三朝工区)(維持修繕))
- 工事費の積算について、蔭切り工及び除草工において普通作業員で計上するところを土木一般世話役で計上しているものがあった。また、蔭切り工において特殊運転手で計上するところを特殊作業員で計上しているものがあった。(同上)
- 舗装工において軽トラックの使用時間に誤りがあった。(県道羽合東伯線外道路維持工事(湯梨浜・北栄工区)(維持修繕))
- 発生材処理工において処分費の数量に誤りがあった。(県道倉吉江府溝口線外道路維持工事(倉吉南工区)(維持修繕))

(4) 西部総合事務所米子県土整備局

ア 監査対象工事

(ア) 道路維持修繕工事

監査実施工事	監査実施日
国道180号外道路維持工事(3工区)	令和8年2月5日
県道赤碕大山線外道路維持工事(6工区)	令和8年2月5日

(イ) 道路改良工事

監査実施工事	監査実施日
街路両三柳中央線改良工事(12工区)(補助)	令和8年2月5日
街路両三柳中央線改良工事(14工区)(補助)(国補正)	令和8年2月5日

イ 監査結果

工事に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 道路除草工に係る数量について、工事数量総括表及び工事設計書の数量に誤りがあった。(国道180号外道路維持工事(3工区))
- 側溝清掃に係る数量について、工事数量総括表及び工事設計書の数量に誤りがあった。(県道赤碕大山線外道路維持工事(6工区))

(5) 西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局

ア 監査対象工事

(ア) 道路維持修繕工事

監査実施工事	監査実施日
国道 482 号外道路維持工事 (1 工区)	令和 8 年 2 月 5 日
国道 180 号外道路維持工事 (2 工区)	令和 8 年 2 月 5 日
県道阿毘縁菅沢線外道路維持工事 (3 工区)	令和 8 年 2 月 5 日

イ 監査結果

工事に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び比較的軽易な注意すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 応急処理工において 1 日を 8 時間で日数換算するところを 7 時間で換算していた。(国道 482 号外道路維持工事 (1 工区))
- 監督員の指示について、指示の記録がないまま施工させていたものがあった。(国道 180 号外道路維持工事 (2 工区))
- 監督員の指示について、指示文書等の作成において、口頭指示の後に道路維持管理システムにより処理しなければならないにもかかわらず、指示及び施工状況報告等の処理を行っていないものがあった。(同上)
- 監督員の指示について、指示書に指示の内容を記載していないものがあった。(同上)
- 施工実績の報告について、道路維持管理システムによる日報一覧及び日報詳細の報告を受理していなかった。(同上)
- 作業集計表の数量の実績について、応急処理工 (動物死骸処理) 2 件が計上されていなかった。(同上)
- 作業集計表の数量の実績について、機械の使用時間を誤っているものがあった。(同上)
- 作業集計表の数量の実績について、機械の使用時間を誤って別の工事の実績に計上しているものがあった。(同上)
- 工事数量総括表及び工事設計書の数量について、土木工事標準積算書の数値基準と異なる数位としているものがあった。(同上)
- 監督員の指示について、すべての工事において、道路維持管理システムにより指示の処理を行っていなかった。(県道阿毘縁菅沢線外道路維持工事 (3 工区))
- 監督員の指示について、指示文書の作成において、口頭指示の後に書面で処理することとされているにもかかわらず、指示の処理を行わず、指示の記録がないまま施工させていたものがあった。(同上)
- 施工実績の報告について、道路維持管理システムによる施工完了報告書、日報一覧及び日報詳細の報告を受理していなかった。(同上)

(6) 総括

工事に関する事務の執行について、監査を実施した 20 工事のうち 13 工事において指摘すべき事項があった。

〔指摘事項〕

- 上記の結果、積算の計上値の誤りがあったため、次のとおり直接工事費を過大又は過小に計上していた。

監査対象機関	工事名	過大・過小額
八頭県土整備事務所	県道岩美八東線外道路維持工事（1工区）	46,453 円過大
中部総合事務所県土整備局	県道鳥取鹿野倉吉線外道路維持工事（三朝工区）（維持修繕）	136,549 円過大
	県道羽合東伯線外道路維持工事（湯梨浜・北栄工区）（維持修繕）	1,766 円過大
	県道倉吉江府溝口線外道路維持工事（倉吉南工区）（維持修繕）	18,000 円過大
西部総合事務所米子県土整備局	国道 180 号外道路維持工事（3工区）	32,370 円過小
	県道赤碓大山線外道路維持工事（6工区）	12,017 円過大
西部総合事務所	国道 482 号外道路維持工事（1工区）	25,172 円過大
日野振興センター日野県土整備局	国道 180 号外道路維持工事（2工区）	13,340 円過小

※表の過大・過小額は直接工事費に係るものであり、さらに一般管理費、消費税等が加算される。

2 監査意見

(1) 課題・問題点

ア 土木職員及び建設業の担い手の不足

県においては、土木職員の採用難に伴い人員が不足する一方で、インフラの老朽化への対応など職員の負荷が増えている。また、建設業界においても高齢化や若手入職者の減少により、建設業の担い手が不足している。

さらに、県の現業技術員については退職不補充の方針のもとで減り続けており、直営による維持管理業務を縮小し、アウトソーシングを進めたことに伴い、土木技師が携わる発注、監督、精算等の道路維持工事に係る事務が増大している。また、現業技術員が培ってきた維持管理の技術を伝承していくことにも懸念が生じている。

イ 道路維持修繕業務の契約方法

現在、道路維持修繕工事は、工事目的物の引渡しを目的とする建設工事請負契約により行っているが、契約内容には除草、蔭切り、動物死骸処理、落下物処理など役務的な業務が多い。

また、道路維持管理業務において運用している道路維持管理システムには、工種ごとの人役・機械使用時間の集計機能がなく、また、監督員が指示した工事の人役・機械使用時間の実績をチェックする体制が不十分である。

さらに、3月末までを工期の終期とした管内の道路維持修繕工事の複数の工区について、繰越明許費により変更契約を行い、新年度の4月から5月にかけて1事業者が管内の維持管理を行うことが常態化している。

(2) 意見

土木職員や現業技術員の減少、住民の意見や苦情への対応など、現場の対応が追い付いておらず、現場が疲弊している印象を強く受けるところである。

特に、道路維持管理業務は、事務手続や積算方法が細かく定められている一方で、デジタル化が部分的で、チェック体制も不足しているため、今回の行政監査において細かなミスが散見された。

こうした状況を改善していくためには、業務の大胆な効率化を進めていくことが喫緊の課題と考える。

については、土木職員の減少、建設業の担い手不足、維持管理予算の不足など道路維持管理業務をめぐる諸課題に対応していくため、**デジタル技術の活用や業務のあり方を見直し、道路維持管理業務の一層の効率化を図りたい。**

例えば、性能発注方式により道路巡回、点検、補修など複数の業務や複数の地区を包括した「包括的民間委託」※の導入や、業務の平準化、安定的な業務の履行確保を図る複数年度契約の導入を研究されたい。

※受託した民間事業者が創意工夫やノウハウの活用により効率的・効果的に運営できるよう、複数の業務や施設を包括的に委託すること

ア デジタル技術を活用した維持管理業務の推進

職員や受注者の道路巡回・点検結果の報告、受注者への指示、受注者の施工完了報告、変更設計などの一連の維持管理業務の一層の効率化を図るため、職員や建設業界の意見を伺って職員や受注者が使いやすいシステムを目指し、道路維持管理システムの機能向上を図られたい。

イ タスクシフトによる業務効率化

土木職員が不足し、チェック体制が不十分となり、細かなミスが散見される。土木職員でなければできない業務を整理して事務職員等へのタスクシフトを進められたい。

ウ 維持管理業務のあり方の見直し

除草、蔭切り、動物死骸処理、落下物処理など役務的な業務について委託契約への見直しを検討されたい。また、応急処理工など工事請負的な業務については、積算方法の効率化を検討されたい。

また、年度前の準備期間及び年度終了後の精算期間を含めた契約期間とし、受注者が会計年度中を通して維持管理を行うために、債務負担行為を活用することを検討されたい。

エ 入札不調への対応

中部管内において道路維持修繕工事の入札不調が発生し、管内の工事区域を6工区から4工区に集約することとなった。

建設業界の人手不足などにより入札不調が続く場合は、建設業界の意見を伺って管理区域の見直しや入札参加者の条件の見直しを検討されたい。

オ 道路維持管理の技術の伝承

公益財団法人鳥取県建設技術センター等と連携し、現業技術員（退職者を含む。）の知見を活かして、若手県職員や建設業従事者に対する道路維持管理の技術・経験の伝承を図られたい。

カ 監査結果に基づく要改善事項

この度の監査において、指示書が作成されていない事例や施工状況写真、日報一覧及び日報詳細など施工状況報告が受注者から提出されていない事例が見受けられた。

については、指示書の作成、施工状況報告の提出を徹底するとともに、例えば入力時のエラー表示など簡易な手法により、人役や機械使用時間などの実績の積算誤りの防止を図らねたい。

また、施工状況を確認するため施工前、施工状況、施工後の写真を提出することとしているが、実際の人役や使用機械を写真で確認できないものも見受けられたことから、提出する写真の具体的な基準を示されたい。